

会員各位

民法研修会のご案内

2019年6月

主催 全国司法書士女性会 会長 鶴川智子

拝啓 会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、120年ぶりの民法（債権法分野）の抜本改正の施行日が2020年4月と近づいて参りました。今回の改正は消滅時効・保証制度・法定利率・損害賠償と契約関係全般に及びます。

全国司法書士女性会は、熊本に於ける研修会開催に当たり、法制審議会民法（債権関係）部会委員として改正に関与された中井康之弁護士を講師にお招きし、改正の概要と施行までに検討すべき事項についてご講演頂きます。（研修会費無料）

男女を問わず ご参加いただけますので 沢山の皆様方のご参加をお待ちしております、単位付与申請可能です。

1. 2019年7月28日 日曜日 14時から17時

於 ホテル日航熊本

（熊本市中心区上通町2-1 TEL 096-211-1111）

（恐縮ですが、申し込み多数の場合お断りすることがあります）

+++++++参加申し込み++締め切り7月19日（金）+++++++

（切り離さずにお送りください）

お名前

ご住所

FAX 番号（必ずご記載下さい）

ご質問がありましたら、

+++++++ 申込み先、安部康子事務所 ++++++

事務所 〒870-0045 大分市城崎町2丁目1番5号 電話097-537-2084

FAX ⇒097-537-2091